

貸金業法の制定及び改正経緯と「売買仮装ヤミ金」対策の必要性

一橋大学名誉教授 松本恒雄

『消費者法ニュース 144 号(2025 年 7 月発行)』

© 2020 一般社団法人消費者法ニュース発行会議

特集1:ヤミ金規制法の改正を求める(貸金業法のみなしヤミ金の改正の提言)より

<https://clnn.org/>

1 貸金業法の制定

「貸金業の規制等に関する法律」(貸金業法)が制定されたのは、1983 年のことであり、その背景には、1970 年代後半からの「サラ金問題」に対する運動の高まりがあった。貸金業法制定以前には、利息制限法と「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(出資法)という金利規制関係の法律があったのみである。

貸金業法の制定と同時に出資法も改正された。刑事罰を免れる出資法の上限金利(年 109.5%)と民事的に無効となる利息制限法の上限金利(年 15~20%)との間のグレーゾーンで営業している貸金業者の利益の維持と高金利の規制の妥協の産物として、貸金業者については、出資法の上限金利が 73%、54.75%、40.004%へと順次引き下げられるとともに、この上限金利以下である場合には、債務者の弁済の任意性と所定の書面が債務者に交付されていることを要件に、利息制限法の制限超過利息の弁済は、利息債務の弁済として有効となり、超過部分の元本充当や返還の請求は認められないこととされた(みなし弁済、制定時の貸金業法 43 条1項)。

2 貸金業法等の主な改正経緯

(1)1999 年改正

1999 年改正は、中小零細事業者向けの根保証人付き高金利融資を業とするいわゆる「商エローン」による脅迫まがいの強引な取立ての実態が明らかになったことをきっかけに、出資法、利息制限法と併せて改正されたものである。

出資法5条2項が改正され、貸金業者の場合に刑事罰を免れる上限金利が 29.2% にまで引き下げられた。併せて、利息制限法4条の「賠償額予定の制限」についても、「その賠償額の元本にする割合が第1条第1項に規定する率の二倍を超える」ときは、その超過部分は無効であるとされていたが、「一・四六倍」(最高で 29.2%)に引き下げられた。

貸金業法は、制定当初から、「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない」との規定を有していた(制定時同法 21 条1項)。1999 年改正では、商工ローンが根保証人に依拠した仕組みであったことから、債権譲受人による取立ての規制を主たる内容とする債権譲渡等の規制(同法 24 条)に加えて、保証等に係る求償権等の行使の規制(同法 24 条の 2)等が新設され、取立ての根拠となる権利の性質による脱法行為を許さないという観点から、広く貸金業者と同様の取立規制がかけられることとなった。

(2)2003 年改正

2003 年改正は、通称「ヤミ金融対策法」と呼ばれたもので、当時深刻な社会問題となっていた「ヤミ金問題」に対処するため、貸金業法と出資法が改正された。

貸金業登録制度が強化され、審査にあたっての暴力団員の排除の強化や、貸金業務取扱主任者制度の新設に伴い、各営業店への主任者の配置などの登録審査が行われることとなった。また、無登録営業に関する罰則が大幅に引き上げられるとともに、無登録業者の広告、勧誘行為について罰則が適用されるようになった。

登録・無登録を問わず、正当な理由のない夜間の取立て、勤務先等居宅以外への電話や訪問、第三者への弁済の要求など行ってはならない取立行為の具体例について、法律で明確化されるとともに、罰則も引き上げられた。

また、貸金業を営む者が、年 109.5%を超える利息の貸付契約をしたときは、当該貸付契約が無効となり、利息は一切支払う義務がなくなった(貸金業法 42 条の2、現 42 条の新設)ほか、出資法の改正により、出資法で定める貸金業者の上限金利(年 29.2%)を超える利息の貸付契約を行った場合の罰則が大幅に引き上げられた(5 年以下の懲役ほか)。そして、高金利を要求する行為そのものも罰則の対象となった。

(3)2006 年改正

2006 年改正は、消費者の「多重債務問題」が深刻化したことへの対策として行われ、法律名も、「貸金業の規制等に関する法律」から「貸金業法」へと改称された。

まず、最低純資産額の 5,000 万円以上への引上げ、貸金業務取扱主任者の資格試験導入と合格者の営業所ごとの配置の義務付けなどにより貸金業への参入条件の厳格化が行われるとともに、貸金業協会を当局の認可法人として、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付けた。また、夜間に加えて日中の執拗な取立行為の禁止などの行為規制が強化され、無登録のヤミ金融業者に対する罰則が、懲役 5 年以下から 10 年以下へと大幅に加重された。

次に、過剰貸付けの抑制のために、指定信用情報機関制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が図られるとともに、個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査が義務付けられ、総借入残高が年収の 3 分の 1 を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けは原則禁止されるという総量規制が導入された。

さらに、出資法の改正により、出資法の上限金利が 29.2%から 20%に引き下げられ、利息制限法の上限金利とのグレーゾーンは極めて小さくなった。併せて、みなし弁済の制度は廃止された。

同時に行われた利息制限法の改正では、債権者が業として行う金銭消費貸借（営業的金銭消費貸借）にのみ適用される特則が新設され、営業的金銭消費貸借が同一の当事者間で複数ある場合には、利息制限法1条1項の上限金利規制についての元本区分額は、既存の貸付残高と新たな貸付元本額との合計額に応じて決せられる等が定められた。

3 「売買仮装ヤミ金」対策に向けた改正の必要性

以上概観してきたように、貸金業法は、出資法、利息制限法と併せた改正によって、登録要件の強化、貸金業協会による自主的コンプライアンス規制の導入、金利規制の強化、過剰与信規制や取立規制などの業務規制の強化を実現してきた。これによって、貸金業法2条1項本文にいう「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に

よってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という)で業として行うもの」を意味する「貸金業」については、かなりの問題が解決されてきた。

現在の問題は、商品や債権の売買の形式をとった実質的な高利融資と評価できるものの、貸金業法上の位置づけが明確でない「売買仮装ヤミ金」による被害が多発していることである。

(1)ファクタリング

本来のファクタリングは、弁済期未到来の債権(売掛債権など)を第三者に売却(債権譲渡)することによって、債権を早期に現金化し、債権者である事業者の短期的な資金需要に応えるための取引である。債権譲渡人は、債務者に譲渡通知がされた後は、みずから権利を行使することができず、債務者が弁済できない場合のリスクは譲受人が負担する。自己の負担する債務の弁済の担保として自己の有する債権を譲渡するという債権譲渡担保ではなく、債権の売買(真正売買)であることから、債権額と譲渡代金額との差額は金利とは評価されず、「貸付け」とも評価されない。

労働者の給与債権をファクタリングと称して買い取る業務については、譲渡した給与債権の支給日に、労働者が受領した給与の中から、譲渡債権の額面額を支払って買い戻すという合意は、経済的には貸付けによる金銭の交付及び返還の約束と同様の機能を有するものと認められ、債権譲渡代金の交付は、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」による金銭の交付であるとの民事判決(東京地判令和2年2月24日判時2470号47頁)や刑事決定(最決令和5年2月20日刑集77巻2号13頁)が出ているほか、金融庁も給与ファクタリング業者は貸金業者に該当するとの注意喚起を行っている。

他方、事業者向けのファクタリングの場合は、債権譲渡の通知を債務者に対して行わず、債権回収は譲渡人が代行するとの約定があっても、貸金業に該当するとの裁判例は少数にとどまっている(大阪地判平成29年3月3日1439号179頁、名古屋地判令和3年7月16日判時2534号76頁、東京地判令和4年3月4日法ニュース131号180頁など)。

(2)後払い現金化

後払いによる商品売買の形式をとるものの、商品代金の支払いに先立ち、商品の購入者がキャッシュバック、レビュー報酬名目で金銭を受け取ったり、提携した買取業

者が当該商品を買取ったりすることにより、購入者が金銭を受け取れる仕組みになっているものである。売買対象である商品の価値と販売価格がかならずしも釣り合っておらず、顧客も商品を購入することではなく、資金を調達することを目的にしている。

(3) 先払い買取現金化

利用者がネット上の商品の画像を送るだけで、利用者の手元にはない商品を対象に買取することを装って、買取業者が利用者に金銭を支払い、後日、利用者が商品を発送しなかったことを理由とするキャンセル料の名目で、商品の買取代金よりはるかに高額な金銭を支払わせるものである。また、業者が利用者の手元にはない商品券を一般的な買取価格より著しく低額な金額で買取って、先に買取代金を振り込み、後で利用者が商品券を購入して業者に送付する手口もある。大阪地判令和7年4月22日は、これを貸金業法上の「貸付け」に当たるとして、不法行為に基づく損害賠償請求を認めた。

事業者向けファクタリング、後払い現金化、先払い買取現金化いずれについても、金融庁は、個別具体的な実態を踏まえて判断することによって、貸金業に該当するおそれがあるとの注意喚起をしているが、どのような場合が貸金業に該当するかは示されていない。貸金業法2条1項本文の定義をもう少し具体的に規定することによって、明確化を図る必要がある。